

自然加賀一揆など催しおこり候とも、又左合戦に不被及、彼金澤之惣構を相抱、丈夫之覺悟於在之者云々。と載せ給へり。是金澤惣構といふことの記録が舊書札等に見わたる起原にて、金澤府城の外羅郭を指していはれたるものなるべし。

○惣構土居

舊藩中は、惣構土居とて、惣構堀の内方は惣て高く盛りあげ、其の高き所は凡そ五間或は三・四間、低き所は貳間許にて、其の上は雜木生茂り、且竹林なりけり。惣堀も幅廣きは四・五間、狭きは貳間なりしかど、是も後世追々埋まき、幅も深さもむかしとは異なるべしといへり。三州志來り、因概覽附録に、内外の二壘成る時、壘の左右の盛土猶不足す。故に小立野の土を掘來り足したり。其の跡今云ふ土取場是なり。されば此の壘上の土を鑿ち見るに、皆小立野土なりと云ふ。或は曰く、惣構堀は防禦の爲なりし故に、土居も城内の土居とひとしく、入念に築けるが故に、惣とそのかみ小立野の山を以て築きたるなるべし。又昔は此の堀の内外共に都て往來道なりしかど、追々申立により武士

町方の邸地へ取込み、夫れが爲土居を崩し、或は堀をば埋出し、いつしか土居も惣堀もむかしとは違ひ、土居の高さも堀の幅も深さも追々變じたりといへり。然れども舊藩中は惣構肝煎・惣構橋番人などの町役人共居て、堀中へ塵芥を捨つる事を禁じ、土居を崩し、竹木を伐取るやうの事を糺明せしかど、明治廢藩置縣の際惣構堀を廢止して、土居堀中の地をば悉く拂下げに相成り、土居の上なる竹木共を伐取り、土居を崩し、堀を埋め、往古の如く平地となしたるがゆゑに、今は多分其の遺狀もなく、惣構堀の名を稱するのみ。

○惣構竹木取締方

慶長十六年九月三日藩主利光卿在判の定書に、左の數條を載せられたり。

- 一、惣構土居之内道之事、二間通明け可申事。
- 一、惣構之外、下屋敷に出入之道筋、見計可申付事。
- 一、奉行人指圖之外に道を明け、又者有來之道塞候事。並土居之土を取り堀をうめ候事。
- 一、惣構之土居之たけ、其屋敷通之者共として可相改候。

若猥に伐取候者、屋敷主可爲越度旨可申聞事。又慶安二年四月定書には如左あり。

- 一、惣構之土居並川除之上、道を付通り候事。
- 一、同堀に塵芥其外むざと物を捨候事。
- 一、堀之土砂、森口六左衛門・大山五郎左衛門兩人に無斷取候事。

萬治二年十一月普請會所定書には、

- 一、屋敷主自分に難成所、堀端・土居などは、四人に斷、割場より役人請取修理可申付事。

一、惣構之竹・笋切あらし不申様、切々人を廻し、念を入可申付。竹卷之事は、如跡々町夫可申付事。

右の如く定書に載せられて、萬治年中までは、惣て惣構の締方は普請會所より裁許す。是慶長十五年に侍普請にて成就せし惣構堀なりしゆゑ、そのはじめ普請會所の普請にて、慶長以來裁許せし故なり。然るに寛文元年より金澤町會所の附屬と成り、町奉行の裁許に依りて、惣構肝煎とて町役人を申付け、惣構番人として惣構堀の役人共を支配せしめ、惣構・土居・堀中の事、都て惣構の竹木等の縮方をなさ

しめたり。故に春は惣構竹子番とて、夜中は勿論日の内迄も竹子の禁番をなし、冬向に成れば惣構の竹を巻かしめ、雪折の手當をなさしめたり。或は云ふ。惣構の竹は防禦の爲めに植付を命ぜられたるもの也。若し敵來寇の時は、土居の竹をばそぎ切に致し、防禦の一助とす。故に此の竹は殊に生育を肝要とせし也と。

○惣構番人

舊藩中は惣構堀往來の橋爪に、惣構番人をば四・五人或は二・三人宛置かれ、橋爪に邸地を賜はり、爰に居住して惣構の締方をなしたり。故に是を惣構橋番人共呼べり。惣構肝煎の支配にて、此の番人の家共を合併して、是を惣構組と稱したり。金澤町會所にありし貞享・元祿年間の捨子届書留帳を見るに、番人の名前左の如く見たり。

長屋平左衛門前惣構番人

理 左 衛 門

彦 十 郎

宮内殿橋惣構番人

與 三 兵 衛